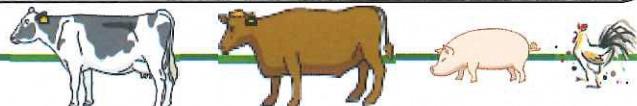


配合飼料価格高騰緊急特別対策のご案内

～飼料価格高騰に直面する畜産農家の皆様を支援します～

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため**生産コスト削減や飼料自給率向上に取組む生産者**に対して、**特別補填金を交付します**



特別補填金の単価

補填制度による令和4年度第3四半期の補填金とは別に
配合飼料トン当たり**6,750円／トン**の**特別補填金**を交付
します。（特別補填金は令和5年2月末までに交付されます。）

特別補填金の交付対象者

- ① 配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営者で、
- ② 生産コスト削減や飼料自給率向上を図るため取り組みを行う者（取り組み内容は畜産経営者が選択、取り組みは令和5年度まで継続）
- ③ ただし、特別補填金の受け取り時点までに廃業することが判明している畜産経営体については交付対象とはなりません。

（特別補填金交付後から令和5年度末までに、やむを得ず廃業する生産者については、配合飼料価格安定基金に廃業届等を提出し、受理された場合は返還を求めません。）

申請に必要なもの

- ① 令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業**参加申込書兼特別補填金交付申請書**
- ② **生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画**
事業の参加要件となりますので、(I. 畜種共通)及び(II. 畜種別)の中から1つ、(III. 配合飼料の使用量の削減)の中から1つ、計2つ選択して取組んでいただきます。



(I. 畜種共通)及び(II. 畜種別)の取組項目から1つ、
 (III. 配合飼料の使用量の低減)から1つ、**計2つ選択**してください。
 なお、これらの取組は令和5年度末までに取り組む必要があります。
 (※これまで既に取り組んでいるものも選択できます)

I. 畜種共通

① 疾病・事故率などの低減

牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用

事故率低減のための牛の削蹄の実施

事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視

疾病の低減のため、ワクチンの接種

分娩監視装置等のICT機器の導入

その他(疾病の低減のための〇〇〇の実施)

他の取組を選択する場合は、具体的な取組内容を明記していただきます。

② 暑熱・寒冷対策による生産性の改善

暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用

寒冷対策のために、牛衣(カーフジャケット)等を着用

暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性(保温性)素材を使用

その他()

③ 国産飼料(エコフィード含む)の給与割合の増加

国産牧草(乾草・サイレージ)の給与割合を増やす

国産とうもろこし(青刈り・子実・イアコーン)の給与割合を増やす

エコフィード(豆腐粕・醤油粕等)の割合を増やす

その他()

④ 副産物収入(堆肥販売、和牛受精卵の活用等)の増加による生産コストの低減

堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する

和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する

その他()

事業参加要件(つづき)

II.畜種別

酪農	⑤ 牛群検定を活用した生産性の向上
	⑥ 分娩間隔の短縮
	発情発見機を活用した発情の見逃し防止
	早期離乳の実施
	その他()
	⑦ 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大(コントラクター活用等によるものを含む)
	国産粗飼料の作付面積を拡げる
	国産濃厚飼料の作付面積を拡げる
	国産飼料の販売・流通量を増やす
	TMRの利用量を増やす
	その他()
肉用牛	⑧ 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
	超音波測定を活用した出荷適期の判断
	定期的な体高や体重等の測定
	その他()
	⑨ 分娩間隔の短縮
	発情発見機を活用
	早期離乳の実施
	その他()
豚	⑩ ベンチマー킹システムを活用した生産コストの低減
	⑪ 人工授精を活用した生産コストの低減
	⑫ 優良系統の導入による生産性の向上
	⑬ オールイン・オールアウトによる事故率の低減
採卵鶏	⑭ 優良系統の導入による生産性の向上
肉用鶏	⑮ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

事業参加要件(つづき)

III. 配合飼料の使用量の低減

⑯ 国産高栄養粗飼料(青刈りとうもろこし、アルファルファ等)の利用による配合飼料の使用量削減

青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす

国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす

その他マメ科牧草の混播草地の利用を増やし、配合飼料の使用量を減らす

その他()

⑰ 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善

⑱ エサ寄せロボットの活用

⑲ 自動給餌機の活用

⑳ 搾乳ロボットの活用(飼料給餌機能付きのものに限る)

㉑ 多回給餌

㉒ リキッドフィーディングの活用

Q&A

問 い	答 え		
① 要件について、既に取り組んでいるメニューは対象になりますか。	・対象となります。 ただし、令和5年度末(令和6年3月31日)まで取組を継続してください。	⑤ 取り組んだメニューについて、報告は必要ですか。	・取組の実施状況を、令和6年4月末までに配合飼料価格安定基金宛てに報告していただきます。 ・また、証拠書類として取り組んだことがわかる購入伝票や写真、給餌記録等を保存しておいてください。 ・なお、実績報告が提出されない場合には、補填金の返還になる可能性があるのでご注意ください。
② 要件について、いつまでに取り組み始める必要がありますか。	・令和4年度中から令和5年度(令和6年3月31日)までに取り組み始めてください。	⑥ いつ補填金の申請をしたらいいですか。	・配合飼料価格安定制度による令和4年度第3四半期の補填金交付の手続きの時期(令和5年1月頃)までに、配合飼料価格安定制度の申請先である、各都道府県の農協や基金協会に申請してください。 (由請先である農協等への説明会は11月を予定しています)
③ 要件について、いつまで実施する必要がありますか。	・少なくとも、令和4年度中から令和5年度末(令和6年3月31日)までは取り組んでください。	⑦ 補填金の交付はいつになりますか。	・補填対象数量が確定次第、令和5年2月下旬頃を目標に交付を予定しています。
④ 要件について、令和4年度に取り組まず、令和5年度から取り組むことは可能ですか。	・原則として、令和4年度から取り組めるものについては、令和4年度中に取り組んでいただきます。ただし、令和5年度にならないと取り組めないケースもありますので、必要であれば、令和5年度からの取組も可能とします。	⑧ どのような生産者が対象者になりますか。	・令和4年度第3四半期において配合飼料価格安定制度による価格差補填金を受け取る生産者が対象となります。
		⑨ 交付対象となる配合飼料の数量とは何ですか。	・交付対象は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量です。 ・ただし、実際の購入数量が配合飼料価格安定制度の価格差補填の契約数量を上回る場合には、当該契約数量が上限となります。